

## 用語・指標の説明について

### 1 類似団体

人口および産業構造等により、全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体です。

### 2 財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、1に近い(あるいは1を超える)ほど財政に余裕があるとされています。

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、通常3年度間の平均値が用いられます。

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} / \text{基準財政需要額}$$

### 3 経常収支比率

財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示します。

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費に充当された一般財源の額}}{\text{経常一般財源等} + \text{減税補てん債特例分} + \text{臨時財政対策}} \times 100$$

### 4 実質公債費比率

実質的な公債費(地方債の元利償還金)が財政に及ぼす負担を表す指標です。

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税が措置されるものを除く。)に充当されたものの占める割合です。通常、前3年度の平均値を使用します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{(E - D)} \times 100$$

- A : 地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）  
 B : 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）  
 C : 元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源  
 D : 地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額  
 E : 標準財政規模

実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記A関連）

公営企業債の元利償還金

繰上償還を行ったもの

借換債を財源として償還を行ったもの

満期一括償還方式の地方債の元金償還金

利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

「準元利償還金」（上記B関連）

満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額

公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金

一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金

債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）

## 5 将来負担比率

将来負担する可能性のある負債等の残高の程度を表す指標です。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A：将来負担額（イからチまでの合計）

イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等  
見込額

ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担  
等見込額

ホ：退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債額、その他の者のために債務を負  
担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘  
案した一般会計等の負担見込額

ト：連結実質赤字額

チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

B：充当可能基金額

イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

C：特定財源見込額

D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E：標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）

F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

## 6 ラスパイレス指数

国家公務員行（一）の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給  
与水準を示します。

職員構成を学歴別（大卒、短大卒、高卒、中卒）、経験年数別に区分し、地方公  
共団体の職員構成が国の職員構成と同一であると仮定して算出するものであり、地  
方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に  
国の職員数を乗じて得た総和）を国の実俸給総額で除して得る加重平均値です。